

通所介護重要事項説明書

＜令和7年 4月 1日現在＞

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-77-2551（午前8時30分～午後5時30分）

担当 生活相談員 正田 光一・寒河江 由利・羽鳥 美穂

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. ミモザ荘通所介護事業の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	ミモザ荘
所在地	群馬県邑楽郡板倉町細谷217
介護保険指定番号	通所介護 群馬県 1073100016
サービスを提供する地域	板倉町・館林市・明和町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2）同センターの職員体制

管理者	1名（介護老人福祉施設の統括）
生活相談員	1名以上（利用者・家族の相談・助言・援助）
看護職員	1名以上（看護・保健衛生）
機能訓練指導員	1名以上（機能を改善し減退防止訓練）
介護職員	4名以上（介護）
管理栄養士	1名以上（栄養サポート）

（3）同センターの設備の概要

定員	30名	事務室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	静養室	1室
浴室	一般浴槽・特別浴槽	日常動作訓練室	1室
相談室	1室	送迎車	7台

（4）営業時間

月曜日～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
---------	-----------------

※休業予定日 日曜日及び1月1日～1月3日まで

（5）サービス提供時間

月曜日～土曜日	午前9時15分～午後4時30分
---------	-----------------

3. サービス

内容

・送迎 ・食事 ・入浴 ・機能訓練 ・生活援助 ・レクリエーション

4. 料金

（1）通所介護利用料

詳細は、契約書別紙に記載のため、ご参照下さい。

(2) 支払い方法

毎月10日過ぎに前月分の請求を致しますので、翌月末までにお支払い下さい。
お支払い頂きましたら、領収書を発行致します。
お支払い方法は、口座振替、現金払いの2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

はじめに、お電話等でお申し込み下さい。当方人職員がお伺い致します。その際、契約を結び、同時に通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始致します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合によりサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書にてお申し出下さい。

②当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

イ) お客様が介護保険施設に入所した場合。

ロ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

ハ) お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

イ) 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様・ご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当法人が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ロ) お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その後20日以内に支払われない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスを利用できない状態であることが明らかになった場合、または、お客様やご家族等が当センターや当センターのサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによって即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

6. 当センターの特徴

(1) 運営の方針

我国は、世界で類を見ないほどの高齢化社会を迎えようとしています。当地方も急速な老人福祉対策が不可欠なものとなっています。

当施設は、老人福祉の理念に基づき、居宅において常時介護を受けることが困難な者を収容し、介護をすることを目的としております。

当施設は、利用者の福祉増進を図るため、常に機能の充実と福祉サービスの向上に努めるため、次の目標実現に努力します。

①人格を尊重し、健全で安らかな生活を送れるよう目指す。

②家庭的雰囲気を作り、楽しい日常生活ができるよう目指す。

③心身の機能に目を向け、介護機能を活かし自立を目指す。

④地域及び保健医との連携を深め、地域福祉の拠点化を目指す。

⑤愛情、協力、自立を目標に、利用者・職員が一体となるよう目指す。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性職員の有無	○	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	○	施設内外の研修を開催参加
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

①送迎時間の連絡（変更がある場合）

②体調確認

③体調不良等によるサービスの中止・変更

④食事のキャンセル

⑤時間変更（体調不良・天候によるもの）

⑥設備・器具の利用

(4) 第三者評価の実施状況

※実施なし

7. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者に容体の変化等があった場合は、必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

(2) 緊急連絡先については、契約者別紙の緊急連絡先にご記入下さい。

8. 事故発生時の対応

(1) 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(3) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失にならない場合は、この限りではありません。

9. 非常災害対策

(1) 防災時の対応

管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。利用者は非常災害対策に可能な限り従わなければならない。

(2) 防災設備

自動火災防災設備・誘導灯・消火器・非常放送設備・非常通報設備・
スプリンクラー設備・非常用屋外サイレン設備

(3) 防災訓練を年に2回実施

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び

その家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 1. 虐待防止に関する事項

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

1 2. サービス内容に関する苦情等

当センターのサービスに関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者か、下記窓口までお申し出下さい。

◎当センターご利用者相談・苦情担当

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0276-77-2551 担当者 生活相談員 正田 光一
(受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30)

◎板倉町健康介護課 介護高齢係

電話番号 0276-82-6135 (午前9時～17時・土日祝日除く)

◎群馬県 国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話番号 027-290-1323 (午前9時～17時・土日祝日除く)

◎館林市役所保健福祉部介護保険課保険給付係

電話番号 0276-72-4111 (午前9時～17時・土日祝日除く)

◎明和町地域包括支援センター

電話番号 0276-84-3111 (午前9時～17時・土日祝日除く)

1 3. 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 ポプラ会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 堀 越 裕 一
- (3) 本部所在地・電話番号 群馬県館林市田谷町1187-1
0276-77-2230

(4) 定款の目的に定めた事業

①第一種社会福祉事業

- イ) 特別養護老人ホーム クローバー荘の設置経営
- ロ) 軽費老人ホーム ケアハウスマーガレットの設置経営
- ハ) 特別養護老人ホーム ミモザ荘の設置経営
- ニ) 軽費老人ホーム ケアハウスヒマワリの設置経営

②第二種社会福祉事業

- イ) 老人通所介護事業 (クローバー荘)
- ロ) 老人短期入所生活介護事業 (クローバー荘)
- ハ) 老人介護支援センター (クローバー荘)

<代理人> 住 所
氏 名
続 柄